

告 示

埼玉県告示第九百二十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年九月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県上尾市大字小敷谷字堀込二百二十五番一の一部、大字小敷谷字南前四百七十九番の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

別図

